

南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成29年6月13日(火) 13:02~14:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

秋本登志嗣 委員長

亀田 忠彦 副委員長

田中 惟允 委員

岡 史朗 委員

松尾 勇臣 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

国中 憲治 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山本 南部東部振興監

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 6月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○秋本委員長 ただいまの説明、報告またはその他の事項を含めまして、質問があればご発言願います。

○中村委員 特別委員長報告案と、特別委員会調査報告書案をいただいておりますが、総括的にはこれでいいだろうとは思っているのですが、今、山本南部東部振興監から、県が観光に力を入れているとご報告がありました。JWマリオットや吉城園、また明日香村にも小さなホテル、大きなホテルがあるわけですが、そこで、県が平成32年の観光入り込み客数を南部地域で550万人、東部地域で280万人としていますが、これ現在の民泊とかホテル、旅館のパイからいくと達成ができるのかと。つまり宿泊客数にお

いても南部地域で55万人、東部地域で15万人としています。聞きたいのは、平成32年にこれぐらいの数を出してこられた根拠です。我々の常識ではなかなか想像しにくいので、どういう積算でこのような数が出てきたのか、ぜひご説明をいただきたいと思います。

また、これは急な話なのですけれども、国においては6月9日に民泊の法律が成立しました。県内においても、この法律に基づいて民泊の建設を希望するもの、開業するもの、仲介業者も含めて、東京オリンピック・パラリンピックに向けて4,000万人の外国人が来ると言われているわけで、当然奈良県においても受け皿を作らなければいけない。きょうの段階で、その受け皿としての民泊について県はどのように考え、実現に向けていくのか、今、申し上げました70万人の宿泊者との関連で教えていただきたいと思います。

この報告書にも農林業を体験できる農家民宿など宿泊施設へのきめ細かな支援をやっていくとなっているわけで、実際それでいいわけです。だから、それに対するプロセスが、今の段階でどのようになっているのかについてわかる範囲で一つ教えていただきたい。

それともう一つは、南部・東部を振興する観光という面から考えても、単発的にやるのではなくて、今、知事が力を入れている桜井市内のNAFICが、宿泊施設も含めて飲食をできるレストランとして非常に好評を得ているわけです。だから、ここへ食事に来る客を東部とか南部の各地と連携をさせて、そして観光客の広がりをもたせるのもいいのではないかということで、NAFICを活用するやり方として、NAFICをもう少し使って東部・南部の地域の活性化なり宿泊者をふやしてもらったらどうかと考えます。このことについても基本的なところをご説明をいただければと思います。以上です。

○元田南部東部振興課長 1点目ですけれども、南部・東部地域では、特に冬季、12月から3月に訪れる方が少なく、年間平均と比較しまして観光入り込み客数、宿泊客数ともに約5割程度にとどまっている状況です。今、中村委員がおっしゃられました計画に掲げている数値目標については、南部・東部の地域では平成25年から平成32年にかけて観光入り込み客数を25%増、宿泊客数を10%増、こういったものを想定した数値となっているところですが、これにつきましては、オールシーズン通じて観光入り込み客数、宿泊客数を増加させるだけでなく、特に閑散期の観光入り込み客数、宿泊客数をとものに年間平均にまで引き上げるいう努力を行うことで目標値を達成できるものと考えているところです。

そういった意味で、県ではこれまでオフシーズン対策といたしまして、路線バスを活用し、南部・東部地域等に来訪した宿泊観光客のバス運賃の助成、あるいは近畿日本鉄道株

式会社と連携した奥大和地域の魅力を発信する個人旅行の造成といったことに取り組んでいるところです。特に今年度は、天川村をキャンペーンエリアとした県内版ゲストレーションキャンペーンが実施されまして、天川村を紹介するポスターやパンフレット等を作成し、JR西日本や近鉄などの交通事業者と協力した旅行商品の販売なども展開される予定と聞いています。こういった取り組みを続けることで、目標値を達成できるものと考えているところです。

2点目です。NAFICの活用ということで、中村委員からご意見をいただいております。南部地域や東部地域への観光入り込み客数をふやすため、これまで私どもでは木造廃校舎を活用したアーティスト・イン・レジデンス事業、あるいは弘法大師の道を活用したトレイルランニングレース、それから、洞川温泉街での音楽祭など特色のある多様なイベントを開催しており、また、旅行雑誌「じゃらん」等への広告掲載により、そういったイベントの認知を広めているところですが、中村委員お述べのNAFICなどの食事を提供する南部・東部地域周辺の施設を訪れる客を南部・東部地域へ引き込むことにつきましても、大変有用なことと考えておりますので、これら施設との連携等につきましても、今後、検討してまいりたいと考えているところです。以上です。

○福野奥大和移住・交流推進室長 民泊のお話ですが、所管がまだはっきり決まっておらず、法施行も多分年越しになるだろうとお伺いしています。いろいろ勉強は始めていまして、もちろん南部・東部地域におきましても、民泊の推進をしていきたいと思っております。今わかっている範囲でいいますと、年間180日までの稼働であれば届出でいいということになっておりまして、国は観光庁が所管することで今進んでいるように聞いております。

ただ、県の旅館業務の所管は保健所で、国では厚生労働省になっており、その辺の調整はこれから始まると思っているのですが、民泊の前に農家民宿という制度があります。農家民宿の規制緩和は10年ぐらい前からであり、奈良県も10年ぐらい前から取り組んでおります。推進するために農家民宿の開業を希望される方への説明会を開いてみたい、ことしは3月にモニターツアーということで開業希望者を公募し、見学に2カ所行かせていただきました。その結果、この間1軒開業したところです。もちろん農家民宿に関しては旅館業法も規制緩和があり、建築基準法も都市計画法も規制緩和がありまして、農家証明がとれる方、林家の証明がとれる方については非常に有利な制度になっています。奈良県においても、今、ホームページで掲載している農家民宿が15軒ありまして、稼働

率でいいますと5割から7割ぐらいは稼働している状況です。インバウンドも順調に入っていると伺っています。さらに南部・東部地域においては特に進めていきたいと思っていますし、例えば奈良市の山間部や天理市、桜井市の山間部でも開業の動きがありますので、その辺は観光部局と保健所の部局と調整しながら進めていきたいと思っています。

民泊につきましては、先ほど申しましたように、これからまだ県庁のほうで調整していきますが、中村委員も一緒だと思いますけれども、推進していかなければいけないということはもちろんでして、宿泊客数をふやして経済効果も上げていかなければいけない、交流人口増も図っていかなければいけないと思っていますので、これから協議をしながら、さらに推進していきたいと思っています。

○中村委員 民泊の件ですけれども、これはもう長年、違法とか言われているわけです。都市でも、ごみ出し一つにしても、騒音一つにしても、いろいろトラブルがあります。しかし、以前からわかっているように、流れは民泊だということで、それが6月9日に国がきちんと法律をつくったわけです。その内容を見ましても、管理者は県なのです。県が監督指導すれば、県の意気込みによって、そういう宿泊施設をつくる方の、例えば助成制度を設けるとかいろいろなことがあると思うのです。東京オリンピック・パラリンピックは2020年です、JWマリオットホテルもできてくる。そうしたら、やはり観光客が奈良県に来ると思うのです。その観光客の泊まれない方を東部地域や南部地域で引き受けるといふことでは、この民泊者をふやさないといけない。ふやす努力を、道筋をつけていただきたいというのが1点ですので、もしその所感があれば教えてください。

2点目の元田南部東部振興課長の答弁は、わかったようなわからないような話ですけれども、旅行会社と提携するとかバス会社と提携するとかいろいろ言って、旅館でもクーポン券を出しているときはよかったけれど、とめてしまうとやはり宿泊客は、減ってくるわけです。これが実態なのです。知事は、大きな宿泊施設は推進しているけれど、こういう民泊などという小さなところに目を向けない。今、おっしゃっている平成32年で55万人の宿泊客という数字は、至難のわざです。県が民泊、旅館が増改築するときに補助金を出す制度をつくったわけです。ほとんどそれは使われていないです。もっと言えば、市街化調整区域に工場なども建ててもよいという制度を、県の建築課でかなり前につくったのですが、そういうのもほとんど立地がなされていないのが現実です。だから、もう少し宿泊の受け皿をつくるための具体的な企画立案をしていただきたい。特効薬は、やはり助成制度だと思うのです。助成してあげれば効果は出てくると思うので、この後、4年の間に

考えるとおっしゃっているわけですがけれども、助成制度をきちんとして、そして一般の希望者を募るといふことしないといけない。やはり奈良県独自の東部・南部地域に思いを寄せ、宿泊施設をつくるような奈良県方式というものを考えてやっていただきたいというのが、私の所見です。

もし何かお答えがあればお願いします。これで終わります。

○福野奥大和移住・交流推進室長 中村委員、ありがとうございます。

助成制度もできるかどうかわかりませんが、民泊に関してはそんな先とは思っておらず、公布され施行されるのが冬ぐらいと聞いているので、それまでには一定の整理は必要だと思っています。もちろん私どもは推進の立場でいきたいと思いますが、規制の部分も必要でして、やはり問題が起こってもいけませんので、その辺のバランスをしっかりと考えながら、規制サイドと推進サイドで話をさせていただき、よい方向へ持っていきたいと思っています。さらに進めるための助成制度を含めまして、現在、宿泊事業者の開業や、新たな事業を開業される場合は、無利子で保証人も不要で保証料も免除という非常に有利な制度がありますので、それを使っていただくようにどんどん説明していきたいと思っています。それはぜひ1回やっていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願います。

○岡委員 1点だけ、お尋ねします。

先ほど南部東部振興監から説明があった中で、「南部・東部振興の主な取組」の7ページの、魅力を発見する、つくる多様なスポーツ施設というところで、自転車道の整備をされていくようですがけれども、私が、先日、ある方から奈良市から橿原市まで自転車で来られた話を聞いた中で、景観もよくて非常に素晴らしいところもあったのだけれども、途中、道がわからなくなってしまって、大分迷ったと、このような意見がありました。平成29年度の予算を見ますと、3億円余りの予算を組んで整備をされるのだと思いますが、どの辺にどういう手を加えて整備しようとしているのか、その点についてお尋ねします。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 本来、道路環境課長がお答えするべきところですが、当理事者におりませんので、私からお答えします。

7ページの自転車道に関して、京奈和自転車道ということで現在進めているわけですが、この京奈和自転車道は、その名のとおり、京都、奈良、和歌山をつなぐということで、奈良県内におきましては、現在、既存の大規模自転車道をうまく使いながら、その間をつながっていないところを新たな整備をさせていただくということで、ここの写真

にあります大和郡山市内の直轄、佐保川の堤防を利用しまして、現在、一部整備を進めているというところがあります。北側の奈良市から、大和郡山市、それから大和高田市あたりまでの約30キロメートルの区間をおおむね専用的に自転車が走れる空間の整備を進めているところです。そこから以南については、自動車と混在して走行するルートが中心になりますが、それらを合わせまして平成32年度までの完成を目指して現在ルート整備を進めているところです。以上です。

○岡委員 私も実際まだ走っておりませんので、どこがどうなのかかわからないで、たまたま走った方の意見を踏まえて、今ここで発言させてもらっているのですけれども、確かに言われてみれば、つなぎ目がわからないというのは、走る方にとってみれば大変不便さを感じると思うのです。写真にあるようなこういう環境のいいところを、本当にゆったり走れる整備は、もちろん大事だと思います。しかし、もう平成32年までそんなに年数もないわけですし、京都から和歌山まで自転車道をつないでいこうという構想の中で、やはり大事なことはつなぎです。特に、この前来た方は橿原まで来られたのですけれども、橿原まで来るのに大変だったという話です。今、高田までは整備をするということですが、では、高田から先で、例えば橿原を経由してどのようにされるのか、その辺のことも、ここで全てを答えてくれとは言いませんけれども、実際、どこにどういう問題があるのか現場を一回チェックをしていただいて、少なくともまず走りやすくするために、標識の問題や、安全対策の問題も含めて、まず問題をしっかりと洗い直していただきたい。部分的な整備よりも、まず全体を通すという、スムーズに走れる環境を確保することのほうが、やはり当面は大事ではないかと思っておりますので、これは意見として申し上げておきたいと思っております。以上です。

○川口（正）議長 資料1、「南部・東部の振興の主な取組」の7ページに、これまでの主な取り組み成果と書いてあります。この中で南部・東部の地名、どれだけ書いてあるのでしょうか。五條市が書いてあるだけです。しっかり南部をこれからやりますという意気込みで書いてくれたのかどうか知りませんが、今、岡委員が質問されたので資料を見たら、南部はどこに書いてあるのかと思いました。この資料、しっかり取り組んでくれないと困ります。頼んでおきます。北部の資料かと思いました。

○田中委員 一つは委員の皆様にもお願いしておきたいのですけれども、今回の意見書調整会議の中で、奈良県は森林環境税を既に県として実施させていただいておりますけれども、これを国の法律として森林環境税を制定するほうがいいのではないかという議論と推進を

図る運動がございます。奈良県は既に実施しておりますけれども、法の制定のもとに、森林環境税を全国に広める動きをさせていただきたいと思っておりますので、理事者の方々におかれましても、ぜひご支援とご協力をいただきたいと思いますと思っております。

それから、一つお尋ねですけれども、宇陀の地元で期待し、ぜひ積極的にご推進願いたいということをおっしゃっておられるのが、御杖村にある畜産基地、みつえ高原牧場のことでございます。50ヘクタールほどの場所があいておりますので、そこを活用して新たな取り組みをしようという計画をさせていただいているようですので、その計画はいつごろできるのか、どういうものができるのか、具体的にお示しいただけるかどうか、お尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○和田農林部次長（農業水産振興担当） みつえ高原牧場の件でお尋ねでございます。県では、平成26年6月議会の議決で見通しを決めていただきました未利用地活用につきまして、畜産振興の拠点とするとともに、みつえ高原牧場に、いわゆる観光施設を整備することで東部地域の振興の拠点として活用することを検討しているところです。

平成28年度につきましては、御杖村に新しい魅力を創出し、畜産ブランドの消費の活性と畜産振興につなげるために、みつえ高原牧場に今後整備が考えられる畜産団地、畜産加工施設、直売所、オーベルジュ、ふれあい牧場といった施設等の運営方法について調査検討を行ったところです。

その結果、山間部を造成するための詳細な地質調査が必要となることが判明したことから、今年度につきましては、その土地利用計画の調査検討を行うということで、ただいま進めているところです。また、平成28年9月2日に、御杖村とまちづくりに関する包括協定が締結されたことも含めまして、現在検討されているまちづくりに関する基本構想とも連携して、引き続き御杖村、畜産農家、関係部局等と連携しながら、整備基本計画の策定に向けて今年度取り組んでいくということをご理解いただきたいと思います。

○田中委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げますとともに、村民の方々の声の中には、小さい村ですので、後の運営を、御杖村に任せるといって投げられてしまうと、なかなか小さい村では運営しにくい部分もあるかもしれないので、その辺のところ十分に配慮をいただきたいと思いますということと同時に、以前に畜産農家の方が進出を予定しておりましたときに、地元で衛生面に対するいろいろな意見が出ました。環境問題についてもできるだけ配慮いただき、充実した施設になるようお願いしたいと思います。ぜひご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

それから、県土マネジメント部に、これは要望しておきますけれども、河床しゅんせつ、いわゆる川の中に土がたまって仕方がないということで、いろいろなご要望をいただくのですが、予算が足りないということで、去年に調査していただいたものもことしの施工が難しいというところもあるやに伺います。ぜひともそういう意味でご配慮いただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。以上です。

○太田委員 2点、質問します。

まず1点目は、南部・東部地域におけるガソリンスタンドの問題です。かつて紀伊半島大水害が起こったときに、野迫川村役場の近くにあるスタンドで、地域で果たしている役割について教えていただきました。先日、東吉野村から、村内にかつては多くのガソリンスタンドがあったが、現在は2軒になっていて、しかもそのうちの1軒が近々閉店することを表明されているということをお聞きしました。この南部・東部の地域のガソリンスタンドは、給油に来られるだけではなく、灯油やプロパンガスの配達などもされているということで、とりわけ南部・東部の地域のガソリンスタンドで配達してくれるようなところがなくなるのは、住民にとっては本当に今後大きな問題となってくるかと思えますけれども、県としてこういう状況についてどのように考えられているのか、その点について、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○宇都宮エネルギー政策課長 ガソリンスタンド、いわゆるサービスステーション、S Sと呼んでおりますが、これの過疎地対策等のご質問です。

国は、市町村内でS Sが3カ所以下の地域をS S過疎地域と定義されています。人口減少による経営悪化、経営者の高齢化等、S Sの減少傾向が続いており、全国的な課題となっています。この対応には地域の現場ニーズに合致した対策が必要ですが、まず、地域において課題の認知を第1ステップとして取りかかる必要があると考えられておりました。国におきまして、石油元売会社、石油商業組合連合会、全国農業協同組合連合会などとS S過疎地対策協議会が設置されております。ここにおいて、まず、自治体、地域住民等に対し、必要性の発信、当該地域における供給体制構築のための窓口の設置など、協議会構成員がそれぞれの役割に応じて取り組みを推進することとなっています。この協議会の取り組みの一環といたしまして、S S過疎地の先進事例、S S過疎地対策に取り組むプロセスの分析・抽出、また、S Sの設備更新に対する国の支援策などをまとめたハンドブックが作成されており、県内の関係市町村等へも周知しているところです。

直接的な支援策といたしましては、国において、いわゆる地下タンクの設備の関連費用

に関して、過疎計画などに位置づけられているものにつきましては、補助率のかさ上げ、また、このSSを地域の総合生活サービス拠点として、いわゆるガソリンスタンドを併設するコンビニなどといったものを行う場合の実証事業、また、人材育成、人材マッチング等を行う事業に対しまして10分の10の補助といった支援策が用意されているということです。

県におきましては、これらの国の施策、その他先進事例等につきまして、各市町村担当者会議などにおいて、情報の提供を行い、SS過疎地問題の周知を図っているところです。先般行いました今年度の市町村担当者会議におきましても、昨年度、川上村で民間事業者から事業を引き継がれ、村営のかわかみサービスステーションを開設された取り組みについて事例紹介等を行っていただいたところです。以上です。

○太田委員 ありがとうございます。2010年6月の消防法の改正で、ガソリンスタンドの地下に埋められているガソリンや灯油などを保管するタンク、いわゆる地下タンクの規制が大幅に強化されて、埋設後40年を超えたタンクは、油漏れなどを防ぐために強化プラスチックに加工するなどの対策が義務づけられるということです。これからこういうところもふえてくるのではないかと思うのですけれども、例えば不良となり、対策をとらなければならないとなると、大体数百万円から1,000万円ぐらいの工事費用がかかるということです。40年たっていくと、随時この工事ができなくなってしまい閉店に追い込まれてしまうといった心配があるのですけれども、先ほど東吉野村の例を挙げさせていただきましたが、県で、南部・東部地域で近々閉店するのではないかというお話を聞いているところはありますか。

○宇都宮エネルギー政策課長 今のところ聞いておりますのが、太田委員がお述べの東吉野村の1カ所のみです。こういったことを一番情報として持っておられるのが販売店の組合である県の石油商業組合でして、そこに情報がいろいろ入ってくる場合があります。県といたしましても、組合、または関係市町村等への情報収集に努めておりますが、今のところ7月上旬にこの東吉野村の1カ所が廃業されるということを知っているのみでございます。

○太田委員 先ほどの川上村の事例も、村内唯一のスタンドで、廃業を決められたということで、川上村が危機感を抱きまして協議会を立ち上げて、現在、一般社団法人がここを運営されているということです。やはり、行政がこういう状況だということを察知して、対策を打つことが一番理想的といえますか、今回、川上村もその事例として挙げられてい

るところなのですけれども、残念ながら対策や支援といった、実施の検討に取りかかれていない自治体や、担当部署が明確になっていない自治体があると経済産業省が出した報告の中でも出されているということです。先ほどご答弁もありましたけれども、課題の認知という第1ステップをどう進めていくかということが今後大事になってくるかと思えます。私も地元からお話を聞かせていただき、こんな事例があるということを知ったのですけれども、このような事例がこれから広がっていくのではないかと心配もされますので、県としても、その点は注視して見ていただきたいと思います。以上です。

2点目は、吉野町のメガソーラーの建設現場についてです。先日、現地を視察してまいりましたけれども、ここはもともと吉野山のゴルフ場の建設予定地で、住民の反対などもあって開発を断念されたということで、吉野町が買い取って所有していたのだけれども、太陽光発電の用地として貸し出すことが決まり、メガソーラーの設置工事が始まったということです。私も見に行き行って驚いたのですけれども、東京ドームの9倍という広大な計画地の山林をいきなり伐採しています。下流の住民から、雨が降ると土砂が流れ出すと不安の声も上がっているということです。山林の伐採前に災害の対策が必要なのに、現時点では、その対策として調整池などがつくられていなかったということなのです。この土地には、県の指定する保安林もあったと聞いておりますけれども、どの程度あったのか、そして、その保安林を解除した理由について、まずお聞かせいただきたいと思います。

○阪口森林整備課長 太田委員がお述べの地域ですけれども、平成4年に奈良森林観光開発株式会社が事業区域面積111ヘクタール、うち森林面積105ヘクタールで吉野桜ゴルフ倶楽部として許可を得て開発を進めていました。ところが、開発途中で事業が廃止となり、その後、平成18年に、また別の法人が再度農地造成を目的に開発を進めておりましたが、それも途中で廃止となりました。長年の間、一部が粗造成をした状態で、それに対する防災措置は講じられていましたけれども、そのままの状態では放置され、保安林の部分は孤立した状態となっております。そのために、保安林としての指定の理由が消滅しているという観点から、地域森林計画の保安林の解除計画に登載をしまして、吉野町と地元自治会の同意も得た上で、平成27年4月に解除権限のある農林水産大臣と協議を進めまして、保安林が解除されました。なお、解除計画に当たりまして、この保安林につきましては大正7年、土砂流出防備保安林に指定をされたもので、しかも小規模な保安林が5カ所点在しております。合計面積も2.44ヘクタールということで、最大でも0.86ヘクタールという状況の中での解除でございました。以上です。

○太田委員 ありがとうございます。この保安林というのは今開発されている計画の土地の中のごく一部で、5つ点在しており、しかもこれが大正時代の指定ということから解除されたということでもわかりました。

次に、開発行為にかかわる許可というのは県となっているとお聞きしておりますけれども、許可した経緯や理由についてもあわせてお尋ねをいたします。

○阪口森林整備課長 森林につきましては、林地開発許可制度で、森林法に基づいて林地以外の転用など、土地の形質を変える行為によって、1ヘクタールを超えて開発する場合、都道府県知事の許可が必要となるものです。そして、許可の基準については、開発によって森林の持つ働きが損なわれないことで、周辺環境が急変しないよう適切に森林を残したり必要に応じて防災施設を設置するなどの対策が求められています。先ほど述べましたように、当該開発地域については、平成4年に吉野桜ゴルフ倶楽部として許可を得て、そして開発途上で事業廃止となり、その後、別の法人が再度農地造成を試みたのですけれども廃止となり、長年の間、一部粗造成をされ、それに対する防災措置はされていたものの、そのままの状態を放置をされておりました。そこで、吉野町は周辺住民の不安解消と町の活性化を図るため、平成24年6月に土地の大部分を取得しまして、太陽光発電事業者を募りまして、その中からリニューアル・ジャパン株式会社が太陽光発電施設を設置するための開発を行うこととなりました。平成27年12月22日にリニューアル・ジャパン株式会社から当該事業地での太陽光発電施設、事業区域が70ヘクタール、森林面積が62ヘクタールの林地開発許可申請が下流の地元同意を得た上で提出されました。そして、調整池や防災施設などの許可基準に基づいて審査をした結果、適正と判断し、平成28年2月23日に許可をしたところです。以上です。

○太田委員 この林地の開発行為について、当然防災施設の設置が義務づけられるということですが、結果的に、先ほど申し上げましたように、調整池というものが私が行った時点ではつくられていないけれども、山肌はもう根っこも全てなくなっており、雨が降ると土砂が本当に流れ出すような状況にありました。本来、災害の対策が必要であるのに、対策が打たれてなかったというのは一体どういう理由でそうなってしまったのかについて伺いをします。

○阪口森林整備課長 県では林地開発許可をするに当たり、沈砂池・調整池などの防災施設の設置を先行することを条件の一つとして許可をしております。施工業者のリニューアル・ジャパン株式会社におきましても、伐採作業と防災工事を並行して進めていくこと

で着手をしていたわけですがけれども、平成28年3月に、大型重機の搬入による振動等による住宅への被害を懸念した地元の方から防災工事に必要な大型機械搬入の中止をするよう申し入れがありました。地元住民との協議に不測の日数を要しまして、12月ぐらゐまでかかり、その結果、許可地内の防災工事に必要な大型重機の搬入がおくれ、伐採作業に比べ防災工事におくれが生じることとなってしまいました。

県では、平成28年10月に地元からの情報提供により、伐採が完了していることを把握したことから、早々にリニューアブル・ジャパン株式会社から事情を聴取し、伐採工事は完了したものの、切り土、盛り土等の土工事等を行われていない状況を確認して、その対応策を検討しました。結果、とにかく防災工事を最優先して実施することを指導し、リニューアブル・ジャパン株式会社もその指導に従い、事業を進めているところです。そして、この秋ぐらゐには終わるということで、我々も注視し指導をしているところです。以上です。

○太田委員 先ほどおっしゃられたように、奈良県が許可をした開発行為を行うに当たっては、沈砂池や調整池の防災施設の設置を先行して切り土、または盛り土、下流に対する安全を確認した上で行うことになっているけれども、要はこの条件が守られていなかったと解釈してよろしいでしょうか。

○阪口森林整備課長 委員お述べのとおり、それが確認できていなかったということです。ただ、何とか地域住民のためにどうしていけばいいかということも検討しました結果、通常であれば、例えば再度森林に戻すために植栽をするといった行為も指導するのですが、そういう状況でもありませんでしたので、一番最善の方法として、とにかく防災工事を優先してできるだけ早い段階で完成させていただくということで指導をしております。以上です。

○太田委員 このような状況に至った過程の中では、またいろいろとお聞きしたいところもあるのですが、今回下流の住民の方が、調整池もなく伐採だけが行われてきて、本当に小さな河川が下流の地域に流れている状況で、いつこの地域に土砂が流れてくるかわからないと、こんな不安が広がるのは当然だと思います。最善の方法として秋までに調整池をつくるということなのですが、これから梅雨の時期を迎えますし、この条件をしっかりと守らせることを担保する仕組みがなければ同じようなことが絶対に繰り返されてしまうし、住民の方は災害を受けてから初めてこういう工事だったのかということを知ることになってしまいかねないと思います。再発防止に向けた取り組みというのは絶対に

必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○**阪口森林整備課長** その点については、近年いろいろ違法な開発ということが新聞等でも取り上げられたりもしている中で、森林関係だけでなく、開発については、例えば砂防や自然公園、廃棄物対策等でいろいろ問題が生じていることもありますので、共同で今年度から特に問題になりそうなところについてはパトロールを実施しております。そういったことも、またこれから密に検討していきながら対応していきたいと思います。以上です。

○**太田委員** 私は、この太陽光パネルそのものは、再生可能エネルギーを推進する立場で、これは進めていくべき課題だと思っておりますけれども、ただ、このメガソーラーを設置するに当たって、いろいろなところで住民との合意といいますか、安全・安心が守られる環境との整合性というのが、きちんとしたルールの中で、合意のもとで進められていくことが大事だと思っております。これは本会議でも山村議員が取り上げる予定にしておりますので、そこでも議論されるかと思いますが、また私も注意して見ていきたいと思っております。以上です。

○**秋本委員長** ほかになければ、これで質問を終わります。

一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による委員会は、本日の委員会をもって最終になろうかと思っております。

一昨年、5月より、委員各位には、当委員会所管事項であります南部・東部地域の振興に関することにつきまして、終始熱心にご審議をいただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位及び理事者の皆様に深く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、理事者の皆さん方、ご退席をお願いします。

それでは、ただいまから本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思っております。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使つての発言を願います。

当委員会は、設置後2年間を経過して6月定例会最終日の調査報告をもって終了するわけでございます。最終日の調査報告に係る調査報告書案、委員長報告案については、事前に各委員にお送りしております。

まず、お手元に配付しております調査報告書案、または委員長報告案について、何かご意見がありましたらご発言願います。

○中村委員 先ほど申し上げたように、平成32年の入り込み客数が、南部地域で550万人、東部地域で280万人、宿泊客数が、南部地域で55万人、東部地域で15万人というのは少し多過ぎるのではないかと考えます。現実に今の状況、ホテルや旅館、それから民泊の状況を見るとちょっと数字が……。

(「何ページ」と呼ぶ者あり)

「南部・東部地域振興対策特別委員会調査報告書」の2ページです。これでよければ良いのですが、若干多いかと思えます。

○川口(正)議長 目標は大きいほうがいいのではないですか、力を入れてもらわないといけない。受け皿は受け皿としてある。目標に達しないなら、大いに、強力に注文をつけたらいい。

(「目標だから良いかな」と呼ぶ者あり)

○秋本委員長 それでいいですか。

○中村委員 皆さんがそれでよければ。

それと、委員長報告の2ページですが、「農林業を体験できる農家民宿など、宿泊施設へのきめ細かな支援が望まれます。」とありますが、これは当たり前のことで、今言うように、民泊法が6月9日に国において成立したので、それらも踏まえてなど、字句をもうちょっと加えて。(発言する者あり) 2ページの1行目ですが、これで言っていることはわかるけれども、ちょっとインパクトがないのではないかと。

(「文字を追加ですね」と呼ぶ者あり)

文字を少し追加したらどうかなという気もするのですが、賢明な皆様のご意見を。

○秋本委員長 それでいいですか。

(「法改正云々という」と呼ぶ者あり)

○中村委員 それを言っている。8日に国の民泊の法律ができたから。

(「何かの民泊のところに言葉を入れたらどうですか」と呼ぶ者あり)

○秋本委員長 それを組み入れてということですね。わかりました。

ほかに意見はありませんか。

それでは、今いただきました意見を調査報告書に反映させることでよろしいですか。

(「結構でしょう」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、ただいまの修正及びその他若干の文言整理については、正副委員長にご一任いただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

この調査報告書案及び委員長報告案により、当委員会の調査報告としてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、修正後、再度各委員にお送りしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を終了します。ご苦労さまでございました。
ありがとうございました。